## 一般社団法人秋田県作業療法士会 賛助会員規定

#### (賛助会員)

第1条 一般社団法人秋田県作業療法士会 定款第7条及び第8条に従い、本会の目的に 賛同し、これを援助しようとする個人または団体は、別記第1号様式の入会申込書を会長 に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

# (賛助会員の入会金及び会費)

第1条 賛助会員を個人、団体に区分し、会費をつぎのとおりとする。

個人会員年会費5,000円団体会員年会費30,000円

- 2. 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。
- 3. 既納の会費その他の拠出金は返還しない。

#### (賛助会員の特典)

賛助会員である個人又は団体は、次の特典を受けることができる。

- (1)本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- (2) 本会が発行する会員名簿に、個人の場合は氏名、住所、電話番号等を、団体の場合は事務所、営業所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。
- (3) 本会が発行する機関誌等に広告を掲載する場合は、掲載料金につき別に定める割引特典を受ける。
- (4)作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本 会から指導、助言を受けることができる。
  - (5) 本会が発行する機関誌等を受けとることができる。
- (6)個人会員には学会、研修会等が案内される。団体会員には学会および団体会員 に関連する研修会等が案内される。

## (募金の制限)

第4条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないこと を原則とする。

#### (規定の変更)

第5条 この規定の変更は、理事会の議決によらなければならない。

## 附則

- この規定は、平成4年4月1日から施行する。
- この規定は、平成9年3月1日から一部改正により施行する。
- この規定は、令和4年6月29日から一部改正により施行する。